

1. 市営住宅の申込みを考えられている皆様へ

市営住宅は住宅にお困りの方のために、周辺の民間賃貸住宅に比べて低い家賃設定となっています。そのため、以下の注意事項があることをご承知ください。

① 資格審査における注意事項

次のような場合には、入居できない可能性がありますので、ご注意ください。

- ・提出期限までに資格審査書類を提出しなかった場合
- ・資格審査時点で、申込書類記載事項の内容を逸脱する事実が判明した場合

例1:他の公営住宅に名義人として入居している。

例2:2人世帯として3DKの部屋に入居申込みしていた世帯が、資格審査期間中に世帯員が異動して単身世帯となった。

- ・入居決定後に行われる入居説明会を無断欠席した場合

② ペットの飼育

市営住宅でのペット(犬や猫など)の飼育は、周辺住民への配慮から禁止しています。現在、動物を飼育している方は、親族、友人等に預けていただくなどして、団地内に持ち込まないようにしてください。

③ 共益費等

各団地で、団地自治会が徴収する共益費等が必要です。金額は各団地で異なります。

④ 団地内の駐車場

団地内の駐車場を使用される場合は、家賃とは別に駐車場使用料が必要です。団地によっては、駐車場に空き区画がない場合もありますので、ご注意ください。

※『朝美団地』『湯渡団地』『第2新開団地』には、団地内の駐車場はありません。

⑤ 入居後の各種届出

市営住宅は、法律、条例に定められた各種規約があり、それに応じた届出が必要です。

例:家賃算定のための収入報告・世帯員異動の届出等

⑥ 修繕

市営住宅では、修繕の種類に応じて、松山市・入居者のどちらが負担するのかが定められています。入居者負担になるものもありますので、ご了承ください。

⑦ 住宅の明渡し

入居契約後、申込内容に重大な虚偽があることが判明した場合や3ヶ月以上滞納した場合等、明渡請求の対象になる場合がありますので、ご注意ください。

⑧ 自治会活動

市営住宅では、自治会等を中心とした自治会活動が行われています。自治会活動に積極的に関わっていただける方のお申込みをお待ちしています。

⑨ 管理人

市営住宅では、団地ごとに毎年管理人を定めており、団地内の取りまとめや、市・市営住宅管理センターとの連絡役をお願いしています。決定方法については団地によって異なりますので、入居後自治会にご確認ください。